

医師紹介（医師のセカンドキャリア） 申込書

（1枚目）

医師のセカンドキャリアと地域医療を支えるネットワーク事業本部

（一般社団法人 国際事業総合研究所）宛て

本紙の「利用規約」を了承し、人材の紹介を申込みます。

申込日		年		月		日		
<b>申込者</b> ※申込者が病医院の場合は開設者様を、法人の場合は代表者様をご記入下さい。	病医院名 又は 法人名	フリガナ						印
		名称						
		フリガナ						
		所在地	〒					
		TEL			FAX			
	開設者 又は 代表者	フリガナ						印
		氏名						
	部門 責任者	フリガナ						
		氏名			役職 (所属)			
		TEL			FAX			
		E-mail						
	担当者	フリガナ						
		氏名			役職 (所属)			
		TEL			FAX			
E-mail								
<b>請求先</b> （連帯保証人） ※請求先が申込者と異なる場合にご記入下さい。	病医院名 又は 法人名	フリガナ						印
		名称						
		フリガナ						
		所在地	〒					
		TEL			FAX			
	開設者 又は 代表者	フリガナ						
		氏名						
	担当者	フリガナ						
		氏名			役職 (所属)			
		TEL			FAX			
E-mail								

（本1枚目を記載・捺印の上、ご郵送ください。求人票は、メールにてお送り下さい。）

（本申込書）郵送先 〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-5 岩本和裁ビル7階

「医師のセカンドキャリアと地域医療を支えるネットワーク」事業本部

（一般社団法人 国際事業総合研究所）

（求人票）メール送信先 [kyujin@md2-rm.org](mailto:kyujin@md2-rm.org)

当社使用欄

契約番号	受領日	担当	決済	備考
	/ /			

## 【利用規約】

### 1. 紹介の申込について

- (1) 申込者は、本契約期間中、「医師のセカンドキャリアと地域医療を支えるネットワーク」事業本部（一般社団法人 国際事業総合研究所）（以下「当法人」といいます。）に対して、職業安定法に定める労働条件その他希望する求人条件等（以下総称して「求人条件」といいます。）ごとに、求人条件を明示する文書（以下「求人票」といいます。）を電子メール（求人票ファイルを添付等）または書面を利用する方法により交付して、人材の紹介を申込みいたします。
- (2) 第1項(1)の求人条件の内容に、変更、追加または削除（以下「変更等」といいます。）が生じた場合、申込者は、電子メール（求人票ファイルを添付等）または書面を利用する方法により、当該変更等の内容を当法人に通知するものとします。

### 2. 紹介手数料（成約料）について

「医師のセカンドキャリアと地域医療を支えるネットワーク」事業本部の成功報酬型紹介では成功報酬型にて医師の紹介のサービスを行います。求人を受理し候補となる者の探索は無料です。応募者の採用が決定し勤務の開始により、紹介した医師の税込理論年収の10%を成約料としていただきます。（成約料のほか、別途消費税を申し受けます。）

#### ■医師紹介手数料（成約料）

勤務形態	紹介手数料（成約料）
常勤医師	給与または報酬の10%
非常勤医師（定期）	
非常勤医師（個別）	
開業・継承	別途相談

- (1) ① 常勤は、その給与または報酬が年によって定められる給与体系で雇用される者をいいます。ただし、申込者が希望した場合、当法人は検討により非常勤（定期）と扱うことができます。
- ② 非常勤（定期）は、毎月1日以上定期的に勤務する者で、その給与または報酬が日または時間によって定められる給与体系で雇用される者をいいます。
- ③ 非常勤（個別）は、定期的な勤務を前提としない単発など個別の日時の勤務を行う予定で雇用される者をいいます。
- (2) 給与または報酬（以下、「給与」という）には、給与（基本給＋役職手当＋住宅手当＋その他諸手当）の他オンコール勤務（いつでも出勤できるように病院外で待機し、病院側から要請があった場合に出勤する勤務形態を指します。）時の追加給与も含まれます。通勤交通費は含みません。
- (3) 開業・継承とは、候補となる者が自ら病院もしくは診療所を開設し、または病院もしくは診療所の事業を承継し、当該病院または診療所の開設者となる場合をいいます。
- (4) 本サービス「医師のセカンドキャリアと地域医療を支えるネットワーク」における応募者は、定年退職医師もしくは定年退職を迎えようとしている医師を対象としています。本料率は、「医師のセカンドキャリアと地域医療を支えるネットワーク」として行われるサービスに対しての料率で、当法人のその他の事業・サービスは他の料率が適用されます。
- (5) ①申込者は、応募者と雇用契約を締結し勤務を始めた場合、人材紹介の対価として上記紹介手数料（成約料）に消費税を加算した金額を、雇用契約を締結し勤務を始めた日の翌月末までに、当法人の指定する口座に振り込む方法により支払います。振込手数料は申込者の負担とします。非

常勤（定期）で毎週勤務の場合、週の勤務日数×50週×1日あたりの給与または報酬を基礎として紹介手数料を算出します。応募者が申込者の希望する病院もしくは診療所の開設者となること  
が確定した場合（開設届を当局に届け出たことのみならず、開業日を定める書面の締結等をも  
って開設者となることが確定したものとみなします。）、開設が確定した日の翌月末までに当法人  
の指定する口座に振り込む方法により支払います。

- ② 申込者と請求先が異なる場合、請求先は、前項に基づく申込者の債務を連帯して保証します。
  - ③ 紹介の過程において、応募者もしくは当法人において面談・面接等で旅費交通費が必要となった  
場合、申込者との相談により、申込者が承諾した場合に申込者が旅費交通費を負担致します。
- (6) 応募者が常勤または非常勤（定期）として雇用された後、応募者本人の責によって解雇された場  
合、または自己都合により応募者が退職した場合（ただし、退職が申込者の責めに帰すべき事由  
に基づく場合を除きます。）に、申込者から当法人にその事実を証明する書面による通知があった  
ときには、応募者が実際に勤務を開始した日から解雇された日または退職した日までの期間に応  
じて、以下に定める金額を紹介手数料から減額することとし、当法人が既に受領した紹介手数料  
の金額を減額後の金額が下回る場合には、その差額に消費税を加算した金額を当法人が申込者ま  
たは請求先に返還します。

■返金規定

勤務形態	勤務開始から退職までの期間		
	1カ月以内	1カ月を超えて 3カ月以内	3カ月を超えて 6カ月以内
常勤医師	紹介手数料の 80%返金	紹介手数料の 50%返金	紹介手数料の 10%返金
非常勤医師（定期）			なし
非常勤医師（単発）			なし

- (7) 委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約に関する求人についても、本利用規約  
を準用して適用するものとします。
- (8) 申込者は、応募者と雇用契約を締結した後（常勤及び非常勤を問いません。）、1年以内に応募者の  
給与または報酬を増額した場合は、増額後の給与または報酬で雇用契約が締結されていたものと  
みなし、当法人に対して、増額の事実を通知するとともに、増額後の給与または報酬に基づいて  
計算される紹介手数料を支払います。

3. 紹介の方法について

当法人は、求人条件に合う可能性がある人材で当法人が適切と判断した人材（以下「候補者」とい  
います。）を申込者に対して紹介し、申込者に紹介した人材を「応募者」とします。この応募者には、  
申込者の見学を希望するもしくは面談を希望するなど申込者への応募に興味を持ち見学もしくは面  
談をした人材も含まれます。

4. 採用の選考・決定について

- (1) 申込者は、当法人が第3項により紹介した応募者を自ら選考を行い、適当と認めた場合には、申  
込者は自己の責任において当該応募者を採用するものとします。当法人は申込者に採用選考にあ  
たりアドバイスを行うなどの支援を行います。
- (2) 申込者は、履歴書・職務経歴書その他の応募書類は、当該応募者の責任において作成し申込者に

提出しているものであることを確認します。また、申込者は、当法人から紹介した応募者が、他の求人に応募する可能性があることを確認します。

- (3) 申込者は、第4項(1)に基づき応募者の採用を決定した場合、当法人に対して、直ちに採用を決定した事実および理論年収の額を確認する文書を書面または電子メールを利用する方法により交付いたします。

#### 5. 労働条件の確認について

申込者は、第4項(1)に基づき応募者の採用を決定した場合には、当該応募者に対して、労働条件明示書面を申込者の責任において交付し、申込者および当該応募者との間で雇用契約を締結するなど採用における法令を遵守して手続きを進めるものとします。

#### 6. 応募者との関係

- (1) 申込者は、当法人が応募者を紹介した日より1年間は、当該応募者の選考が終了した後であっても、紹介を受けた応募者(第4項(3)に定める文書交付の対象となった応募者を除きます。)と直接連絡を取る場合には事前に当法人に対してその旨通知するものとします。
- (2) 申込者は、当法人が応募者を紹介した後に、第6項(1)に定める期間中に当該応募者について他の手段により申込者に応募があった場合(職務内容、勤務地等の条件が当初の応募と異なる場合も含まれます。)には、当法人の紹介による応募を優先して取り扱うものとし、他の手段により応募者が申込者に入職した場合であっても、当法人の紹介により入職したものとみなします。
- (3) 申込者は、当法人が紹介した応募者について、既に他の手段により応募があった場合には、直ちに当法人にその旨を通知するものとします。

#### 7. 個人情報の保護について

- (1) 当法人は、申込者が応募者を選考するにあたって採用検討に必要と認められる限度において、応募者の氏名、職務経歴等の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を申込者に対して開示・提供します。
- (2) 申込者は、第3項(1)に基づき当法人より提供された応募者(採用に至らなかった者も含まれます。)の個人情報を秘密として管理し、選考、採用の目的の範囲内で利用し、本契約期間中および契約期間終了後も、採用選考に直接関与する申込者の役職員以外の第三者に開示または漏洩しません。
- (3) 申込者は、応募者の採用選考業務の全部または一部を第三者に委託する場合は、事前にその旨当法人に通知し申込者は、当該第三者において個人情報が安全に保護されるように、申込者の責任において、申込者が行う措置と同様の情報管理措置を講じるようにします。

#### 8. 求人条件等の開示・公開について

- (1) 申込者は、申込者が求人票に記載した求人条件・法人・施設情報など当法人に提供した情報および一般的に公開されている申込者の法人・施設情報を、当法人が候補者を募集するために当法人が運営または指定するインターネット上のウェブサイト、紙面等において開示・公開することに同意します。また、申込者は、当該開示・公開をするにあたり、各ウェブサイト、紙面等が定める規則が、申込者に適用される可能性があることを確認し同意します。申込者は同意しない場合、事前に開示・公開を希望しない旨を電子メール・文書等により当法人に伝えるものとし、当法人は開示・公開を控え、指定した開示・公開先に開示・公開を控えるよう通知いたします。
- (2) 申込者は申込者が求人票に記載した求人条件のうち、既に募集が終了した求人条件を、当法人が運営、提供するインターネット上のウェブサイト、紙面等において開示・公開することに同意し

ます。申込者は同意しない場合、当法人にメール若しくは書面等にて通知するものとし、当法人は開示・公開を控え、指定した開示・公開先に開示・公開を控えるよう通知いたします。

- (3) 当法人は、候補者の確保や適切なマッチングの促進等のため当法人と業務提携関係にある人材紹介事業者・コーディネーター等に対し、求人票や法人・施設案内など、申込者より入手した情報を開示・提供する場合があります。その場合、申込者の情報の保護について適切な対応をとります。

#### 9. 候補者への情報の提供について

当法人は、申込者の法人・施設情報のうち、求人票ほか、申込者から求人票等により提供された情報、当法人が独自に収集した情報について、候補者に対して開示・提供をいたします。

#### 10. 秘密保持について

申込者および当法人は、相手方から秘密である旨明示のうえ開示を受けた情報を、本契約期間中および契約期間終了後も、第三者に開示または漏洩しません。ただし、以下の各号に当たる場合、監督官公庁または法令に基づき開示が要請されるものはこの限りではありません。

- ① 相手方による開示または提供の前後を問わず公知となった情報
- ② 相手方による開示または提供された時点において、既に自己が保有している情報
- ③ 相手方による開示または提供によらず、独自に取得した情報
- ④ 機密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から合法的に入手した情報

#### 11. 契約期間について

- (1) 申込者と当法人との間で成立する本契約の有効期間は、申込者が申し込みを行った「医師紹介申込書」における申込日から1年と致します。ただし、期間満了日の1ヵ月前までに申込者・当法人双方より何ら解約や異議申立のないときには、本契約は同一内容でさらに1年間有効とし、以降についても同様とします。
- (2) 応募者の紹介後に、本契約内容の全部もしくは一部が変更された場合、または本契約が終了した場合であっても、当該応募者については紹介時において有効であった規約の条件が適用されるものとします。

#### 12. 利用規約の変更について

- (1) 当法人は、本利用規約について随時変更できるものとします。申込者の本契約上の権利義務に重大な変更を行う場合は、変更内容・適用開始日を適用開始日の3週間前までに、当該変更内容・条件を電子メール送信、書面等当法人が適切と考える方法により通知するものとします。
- (2) 申込者が変更不同意の場合は、当法人に対し、当該変更内容・条件の通知より2週間以内に到達するよう書面（メールも含む）にて通知するものとします。
- (3) 当法人が、申込者から第12項(2)に定める不同意の通知を受領した場合は、変更内容・条件の適用開始の前日をもって本契約は終了するものとします。
- (4) 第12項(3)の規定により本契約が終了する場合を除き、本契約は、適用開始日に、当該変更条件通りに変更されるものとします。

#### 13. 反社会的勢力の排除について

申込者は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者、これらの者が経営に実質的に関与・支配している者、資金・便宜を供与、または利用するなどの関係を有する者等をいいます。）に該当しないことを表明します。かかる表

明に違反した場合には、本契約の解除を異議なく受け入れます。

14. 解除について

申込者および当法人は、相手方が本契約に違背した場合もしくは本契約を継続し難いと認められる事由が相手方に生じた場合には、事前に相手方にその旨を通知することにより、契約期間中であっても本契約を解除することができます。

15. 法令遵守等について

申込者および当法人は労働法令等の法令を遵守するものとし、法令や公序良俗、当法人の引受基準に反する場合など、当法人が妥当でないと判断したときにはお申し込みをお受けできない場合があります。

16. 合意管轄について

本紹介サービスについての専属的合意管轄は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所といたします。

17. 特定電子メール等に関する事項について

申込者は、医師の紹介サービスおよびこれに関連するサービス、アンケート、協賛社等からのお知らせなどについて、電子メール、郵送その他の手段により、当法人から情報提供等が行われることに同意します。

18. 調査研究について

当法人は、医師のセカンドキャリア等についての調査研究について、申込者の可能な範囲で申込者に協力をお願いする場合があります。当法人及び医療団体等の関連団体は本サービスの統計情報や公開されている情報を調査研究資料として公表することができるものとします。

19. 相互協力について

本サービスの過程全般において申込者および当法人は、信義誠実の原則に基づき、双方協力し、本規約に定めのない事項および本契約の解釈に疑義が生じた場合については、必要事項について協議にあたるものといたします。

以上